

全日畜だより

[こちら編集部] (03)-3583-8034 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル

発行日 発行NO 2020年5月20日 2020 - 33号

農林水産省の「新型コロナウイルス感染拡大対策」

- ◎ 全都道府県に農林水産省現地対策本部を設置(4月16日)
- ◎ 事業の継続を下支えする「持続化給付金制度」を創設
- ◎ 農林水産省は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大が、全国の農林水産業に影響が広がっていることを踏まえて、感染拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して、業種横断的に、個人・法人を問わず事業の継続を下支えするために、「持続化給付金制度」を創設しました。
- ◎ 制度の概要は、農林水産省のホームページに掲載されていますが、次ページ以降に、リーフレット (概要版)①農業者(個人)の方へ、②法人経営の方へ、を参考まで引用して紹介しました。
 - ※ホームページには、申請要領等を紹介したパンフレット(詳細版)の掲載もありますのでご覧く ださい(なお、資料は5月12日版の紹介です)。

(次ページ以降に掲載した資料)

- ・P2~P3 持続化給付金のお知らせ 農業者(個人)の方へ リーフレット(概要版)
- ・P4~P5 持続化給付金のお知らせ 法人経営の方へ リーフレット(概要版)

全日畜「第12回定時社員総会」について(お知らせ)

- ◎集合型の社員総会をとりやめ、書面決議総会に変更します
- ◎今年度は総会記念「全日畜セミナー」もとりやめとします
- ◎ 全日畜の今年度の第12回定時社員総会は、6月18日(木)に都内での開催を計画しておりましたが、政府の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受けて、都内での集合型総会の開催は難しい状況であると判断しました。
- ◎ そのため、今期(今年度)は、提案する議案につきまして、社員の皆様に書面で同意をいただく 「書面決議総会」として実施させていただくこととします。ご理解とご協力方よろしくお願いします。
- ◎ また、例年、定時社員総会の開催に併せて開催して参りました、総会記念「全日畜セミナー」に つきましても、同様の理由で、今年度は未開催とさせていただきます。
- ◎ 畜産経営に関係する皆様には、まずはご自身のご健康に十分にご留意をいただき、一日も早く、安定した畜産経営が出来ますように願っております。

- ·一般社団法人 全日本畜産経営者協会(全日畜)
- ·一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基)
- ・協同組合 日本飼料工業会(工業会)
- ·一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会(OO県基金協会)



持続化給付金のお知らせ

~最大100万円が給付されます~

「持続化給付金」は、新型コロナ感染症拡大により、 特に大きな影響を受ける事業者に対して、 事業の継続を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

- ※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。
- ✓ 2019年の、確定申告(所得税)又は住民税の申告のいずれかを行って いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、昨年赤字申告の方も対象です。
- ② 新型コロナウィルス感染症拡大の影響等により、 今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を 12で割った額(平均月収)の50%以下であれば対象になります。
- ✓ 2020年1~12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の平均月収 (※) の**50%以下であれば、次の**計算方法を用いて給付額を計算します。 ※2019年の平均月収は、中告書に記載されている年間事業収入を12で割った額。

給付額の計算方法(上限:100万円)

給付額 = 2019年の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入×12か月)

- ③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。
 - ✓ 対面での申請支援窓口も全国で設置予定です。
 - ✓ 影響の大きい地域では、農協も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定 です。
 - ※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
 - ※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

(文中での団体の略称標記について)

- ·一般社団法人 全日本畜産経営者協会(全日畜)
- ・協同組合 日本飼料工業会(工業会)
- ·一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基)
- ·一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会(OO県基金協会

「持続化給付金」

を装った詐欺に

ご注意下さい

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の確定申告書第一表の控え(収受日付印が押してあるもの)(※) (青色申告者にあっては、**所得税青色申告決算書(2枚)**の控えも必要。)
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面など)
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)
- ※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類 でも申請可能です。

申請期間・方法

- √ 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで
 - ※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス!

持続化給付金

給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で 割った額(平均月収)で比較します!

2019年	1月	2月	3月	4月 🔾	5月	6月	••••	12月	
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円	
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	••••	12月	
	40万円 (± 0)	36万円 (▲10%)	20万円 (<u>▲50%</u>)	10万円 (<u>▲75%</u>)	28万円 (▲30%)				

給付額の計算 (4月の収入10万円(▲75%の月)を選択して計算)

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円(上限額)

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月~12月のうち、 前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、 ひと月を申請者が任意で選択できます。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

【IP電話専用回線】 03-6831-0613

受付時間 8:30 ~ 19:00

※5月・6月は毎日、7月~12月は日曜から金曜まで(土曜を除く)

<このパンフレットに関するお問い合わせ先>農林水産省経営局経営政策課(TEL 03-6744-0575)

- ·一般社団法人 全日本畜産経営者協会(全日畜)
- ·一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基)
- ・協同組合 日本飼料工業会(工業会)
- ·一般社団法人 都道府県配合飼料価格安定基金協会(OO県基金協会)

農林漁業を営む法人も対象です!

【令和2年5月12日現在】



持続化給付金のお知らせ



~最大200万円が給付されます~

「持続化給付金」は、新型コロナ感染症拡大により、 特に大きな影響を受ける事業者に対して、 事業の継続を下支えするために支給するものです。

ポイント

- ① 会社だけでなく、農事組合法人等の会社以外の法人も対象です。 (※農協・森林組合・漁協も対象になります。)
- ✓ 前事業年度の事業収入を基に支払われますので、前事業年度が赤字申告で も対象です。
- ② 新型コロナウィルス感染症拡大の影響等により、 今年のいずれかの月の事業収入が前年同月比50%以上減少 した場合に対象になります。
- ✓ 2020年1~12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の同月比で 50%以下であれば、以下の計算方法を用いて給付額を計算します。

給付額の計算方法(上限:200万円)

給付額 = 前事業年度の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入×12か月)

- ✓ 月当たりの事業収入の変動が大きい法人は、原則に代えて、 特例の計算方法(季節性収入特例)を選択可能です(詳しくは裏面)。
- ③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。
 - ✓ 対面での申請支援窓口も全国で設置予定です。
 - ✓ 影響の大きい地域では、農協や漁協も準備ができ次第、申請支援を 行っていく予定です。

「持続化給付金」を装った 詐欺にご注意下さい

- ※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
- ※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

- ·一般社団法人 全日本畜産経営者協会(全日畜)
- ·一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基)
- ・協同組合 日本飼料工業会(工業会)
- ·一般社団法人都道府県配合飼料価格安定基金協会(OO県基金協会)

申請書類

法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え (収受日付印が押してあるもの)
- ② 法人事業概況説明書の控え(2枚)
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面など)
- ④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

申請期間·方法

- √ 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで
 - ※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで
- ✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス!

持続化給付金

検索

給付額の計算例

2019年 (<u>計600万円</u>)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	40	40	60	40	40	60	60	60	40	40	60
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	45 (▲25%)	28 (▲30%)	30 (▲25%)	30 (<u>▲50%)</u>	24 (▲40%)							

給付額の計算 | (4月の収入3

(4月の収入30万円(▲50%の月)を選択して計算)

600万円 - (30万円 × 12か月) = **240万円**

240万円 > 200万円(上限額)

給付額 200万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月~12月のうち、 前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、 ひと月を申請者が任意で選択できます。

季節性収入特例とは?

- ①及び②の両方を満たす者は、以下の計算方法の特例を選択することが可能です。
- ① 2020年の連続する3か月(任意)の事業収入の合計が、前年の同じ期間(基準期間)の収入の合計と比べて、50%以上減少
- ② 基準期間の事業収入の合計が前事業年度の年間事業収入の50%以上を占める

給付額 = 基準期間の事業収入の合計

2020年の連続する3か月の事業収入の合計

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

【IP電話専用回線】 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 (5~6月:毎日、7~12月:土曜以外の日)

<このパンフレットに関するお問い合わせ先>農林水産省経営局経営政策課(TEL 03-6744-0575)

- ·一般社団法人 全日本畜産経営者協会(全日畜)
- ·一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金(全日基)
- ・協同組合 日本飼料工業会(工業会)
- ·一般社団法人都道府県配合飼料価格安定基金協会(OO県基金協会)